

中部分析化学奨励賞規定

日本分析化学会中部支部
平成 13 年 1 月 24 日制定
平成 21 年 1 月 30 日一部改正
平成 24 年 1 月 17 日一部改正

1. 日本分析化学中部支部（以下支部という）に中部分析化学奨励賞を設ける。
2. 本賞は、支部の会員で、分析化学に関する独創的な研究を発表し、将来の発展を期待し得る若手研究者に授与する。
ただし、受賞者は受賞年度の 4 月 1 日現在において中部支部に 2 年以上所属し、満 40 才未満の者とする。
3. 受賞候補者は、毎年 10 月末日までに支部の会員から所定の書面様式で支部長に対して推薦されたものとする。
4. 候補者の審査は、支部常任幹事会の議を経て組織された中部分析化学奨励賞審査委員会において行う。
5. 審査委員会は、原則として毎年若干名の受賞者を選定し、選定結果および選定理由を支部役員総会に報告する。
6. 支部長は、支部役員総会の承認を得て受賞者を決定する。
7. 受賞者は、支部が主催する講演会で受賞講演を行う。その際、受賞者には賞状が授与される。

中部分析化学奨励賞審査委員会に関する申し合わせ

1. 中部分析化学奨励賞審査委員会は、中部支部におく学会賞等候補者推薦委員会がこれを兼ねる。
2. 審査委員会委員長は、学会賞等候補者推薦委員会委員長（支部長）がこれを兼ねる。
ただし、3 項により支部長が委員を辞任した場合には、委員の互選による。
3. 委員が候補者を推薦する場合および委員が候補者の共同研究者である場合には、当該候補者の審議を辞退する。
4. 審査委員会委員長は、中部支部の会員に候補者の推薦をもとめる。